

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険(65歳以上) 被保険者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、  
保険料(税)が減免となります。

## 【保険料(税)の減免の対象となる方】

### ○新型コロナウイルス感染症により、

1	主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方は	全額免除
2	主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は ◇◇一部減額または全額免除となる具体的な要件◇◇ 世帯の主たる生計維持者について、次の(1)～(3)の条件の全てを満たす必要があります。 (1)収入の種類(事業収入や給与収入など)ごとに見た「いずれかの収入」が、前年に比べて、10分の3以上減少する見込み (2)前年の所得の合計額が、1,000万円以下(国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合のみ) (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	一部減額または全額免除

## 【保険料(税)の減免額の計算】

○上記2の要件を満たし、減免の対象となった場合の減免額は、「減免対象保険料(税)額(A×B/C)」に「減免割合(D)」をかけた金額です。

※「国民健康保険税」・「後期高齢者医療保険料」・「介護保険料」それぞれで算定します。

「減免対象保険料(税)額」(A×B/C)		
	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
A	世帯の被保険者全員について算定した保険料額	同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	
C	主たる生計維持者、及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

「世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じた減免割合」(D)		
	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
D	300万円以下の場合 : 全部(10分の10) 400万円以下の場合 : 10分の8 550万円以下の場合 : 10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4 1,000万円以下の場合 : 10分の2	200万円以下の場合 : 全部(10分の10) 200万円を超える場合 : 10分の8

○主たる生計維持者の事業等の「廃止」や「失業」の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料(税)の「全額を免除」します。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類などの詳細については、  
まずは、「国保年金課」、「長寿いきがい課」に問い合わせください。

●問い合わせ 市国保年金課(課税係・高齢者医療係)  
☎22-2213 FAX22-2243  
市長寿いきがい課(介護保険係)  
☎22-2264 FAX22-2260

## 吉野川市「おえクーポン」券を市民の皆さんへお配りします

新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活への影響と景気低迷に対処し、地域経済の活性化を図るため、市内の取扱店舗で使えるクーポン券を配布します。

○対象者 ・基準日(令和2年7月1日)において本市の住民基本台帳に登録されている方  
・令和2年7月2日から令和2年12月31日までに生まれた子ども

○配布内容

①基準日において本市の住民基本台帳に登録されている方

1人につき、クーポン券3,000円分(500円×6枚)を支給

②平成14年4月2日から令和2年7月1日までに生まれた方

①に加えて、1人につき、クーポン券3,000円分(500円×6枚)を支給

③令和2年7月2日から令和2年12月31日までに生まれた子ども

1人につき、クーポン券6,000円分(500円×12枚)を支給(出生届提出後、別途配布)

○配布方法 世帯主あてに世帯全員分のクーポン券を簡易書留で郵送します(申請不要)。  
※8月中旬ごろから準備ができ次第、順次発送予定です。郵便の都合上発送から到着まで1カ月程度日数がかかる場合がありますので、ご了承ください。

○使用期間 9月1日(火)～令和3年1月31日(日)まで

○対象店舗 吉野川市内で事前に登録した店舗や事業所  
(クーポン券発送時に取扱店舗一覧表を同封します。  
今後、市ホームページでも掲載します。)

近くのお店で  
ご利用ください!



## 吉野川市「おえクーポン」券取扱店舗を募集しています

○募集対象 吉野川市内に店舗や事業所などを有する事業者

### 登録場所

- 吉野川商工会議所 吉野川市鴨島町鴨島169-1  
☎24-2274(平日午前9時～午後5時)
- 吉野川市商工会 吉野川市山川町翁喜台117 山川地域総合センター2階  
☎42-5642(平日午前9時～午後5時)

### 登録手続きに必要なもの

- 申請者の印鑑
  - 普通預金もしくは当座預金の口座名義人、口座番号の分かる書類(入金指定口座となります)
- ※登録場所に設置してある所定の申請用紙に必要な事項を記入し、登録手続きを行ってください。  
※登録料・換金手数料は必要ありません。

●問い合わせ 市商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237